

五

イ
ハ
方募

六
ロ
イ
發

札非	入価	行争	非者	特国	札非	入価	法入
發競	札格	行	入価	・別	債發競	札格	決
行争	發競		札格	第参	市行争	發競	定
入	行争額		發競I	加場	入	行争	の

の特投団財十債の特投団財
規例融る政六に規例融る政
定に資た運億つ定に資た運
に関特め當円いに関特め當
基す別のにて基す別のに
づる会公必額づる会公必
き法計債要面き法計債要
発律かのな金発律かのな
行第ら發財額行第ら發財
し二の行源でし二の行源
た条繰及の二た条繰及の
利第入り確兆利第入り確
付一れ財保四付一れ財保
国項の政を千国項の政を

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を圃別募応ち
割内參額募応
りに加を額募
当お者案を価
いご分順格
る。てとに次の
各のよ割高
申応りりい
と加よと大時
い者るに臣に
う・発応が行
.第行募各わ
I(以下「國債
非価格競争入札
度額を定める
市場特別参
れる入札であつて、
國債市場特別参
加者財務にご務

十 ロ イ 一	九 八	七 ハ ロ イ	ハ
札非入価発 発競札格行行 行争発競価 及入行争格日	振額最 替額單面位金 平るのの振 成。整記替 數載法円 倍又の は規 定金 額は 記錄に によ る最 低振 額替 の面口 と金座 す額簿	低行争非者特国札非入価込 入価・別債発競札格金 札格第參市行争發競 發競I加場入行争額	行争非者特国 入価・別債 札格第參市 發競I加場
四額以額 厘面上面 金の金 額そ額 百れ百 円ぞ円 にれに つきの つき応 百募価 円格十 二十二 錢錢	五 万 円 千 百 五 四 十 四 千 億 百 五 億 三 十 七 千 八 百 八 二 千 八 七	千千百二万二 九二十五兆 百十七千四 五円億円千 十 三 四 四 千 四 億 百 五 四 三 億 千 十 七 二 八 千 百 万 百 四 二 八 万 千 十 八 七 七	十債の特投図財二債 二に規例融る政千に 億つ定に資た運八つ 円いに関特め營百い て基す別のににて、 、づる会公必額 額面き法計債要面 面金發律かのな額 額行第ら發財源 でし二の行源で 千た条繩及の利 九利第入りび確 百付一れ財保 五国項の政を

十 十 十 十 十 十
九 八 七 六 五 四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利息を支払う。

平成二十三年十二月十五日
額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十一年十二月十五日

$$\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
三
二

平成二十二年六月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。